（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業
環境アセスメント実施計画書のあらまし

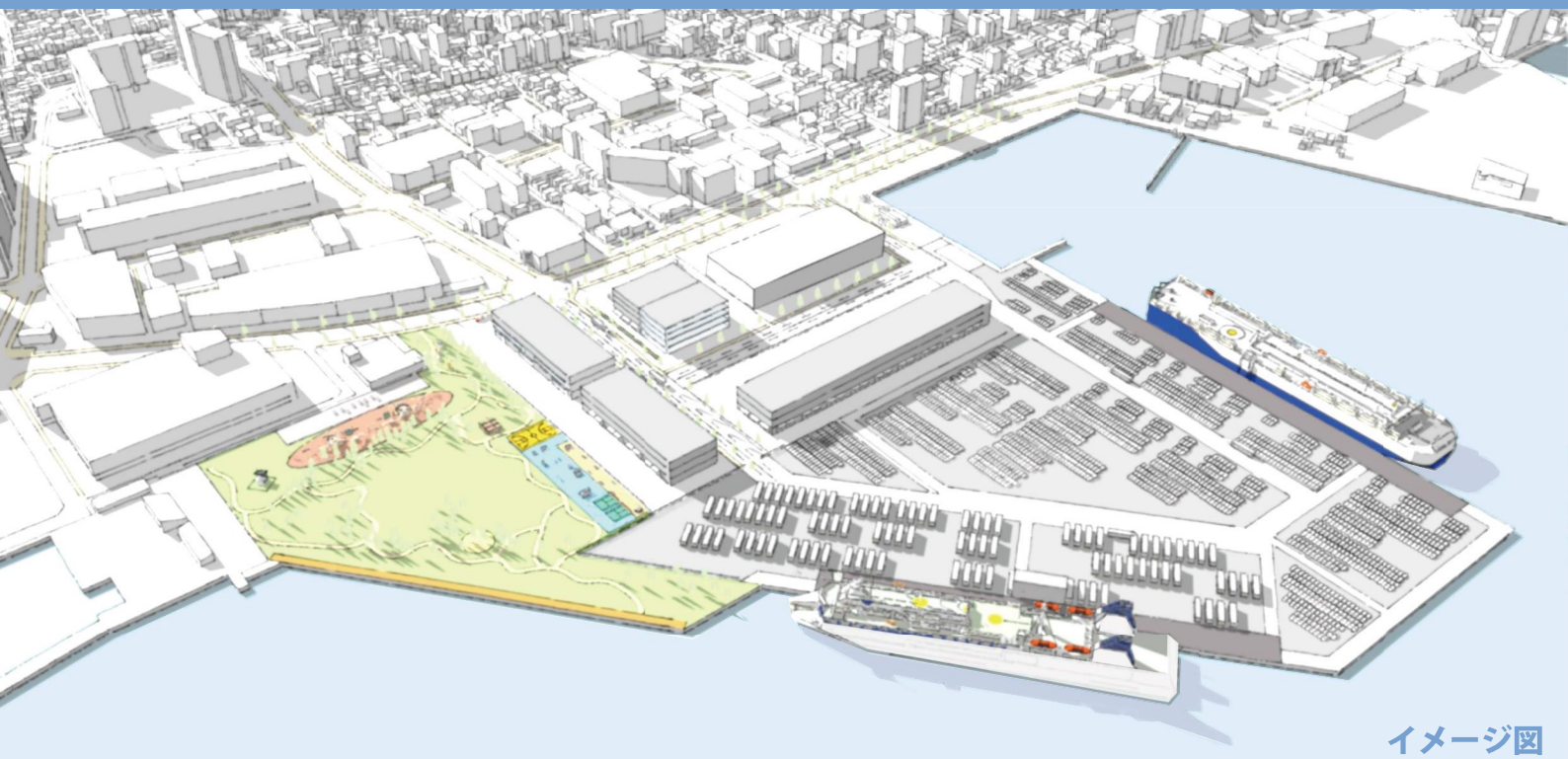

イメージ図

横須賀市は、新たなふ頭計画の内容を決めるにあたって環境へどのように影響を及ぼすか、周辺の環境を調査した上で、将来の環境影響を予測・評価し、その結果をとりまとめ広く公表していきます。

そして、公表した結果に対する地域にお住まいの方や関係者のみなさまからのご意見を踏まえ、環境保全の観点からより良い計画を作っていきます。

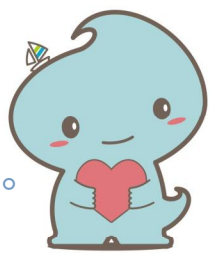

なお、本事業は事業実施段階ではなく計画内容を検討している段階です。

横須賀市　令和７年１月

環境アセスメント（環境影響評価）とは

事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

一定の規模以上の事業は、法律や条例により、事業者に対して環境影響評価の実施が義務付けられており、本事業規模は神奈川県環境影響評価条例の対象事業となっています。

神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価は「実施計画書」「予測評価書案」「予測評価書」の３つの手続きがあり、現在は「実施計画書」の段階となっています。

環境影響評価手続きの流れ

現在はこの手続段階です。

実施計画書

これから、実施する環境影響評価において、どのような方法で、調査・予測・評価を行うのかを取りまとめたものです。

予測評価書案

実施計画書で整理した方法に基づいて、調査・予測・評価を行い、併せて、環境の保全方法を取りまとめたものです。

予測評価書

予測評価書案に対し住民の皆様や審議会の意見を踏まえ、必要に応じて内容を修正したものです。

実施計画書の内容決定までの流れ

事業者（横須賀市）は実施計画書を作成

県は実施計画書の公告・縦覧、市は説明会の開催

環境影響評価項目や調査方法、予測方法等について環境保全上の見地から意見を求めるために行います。

審査会の意見

専門的知識を持つ委員が、実施計画書の内容の審議を行い、答申します。

住民の意見

環境保全上の見地から意見がある人は意見書を提出できます。

※詳しくは p7 を参照

県から市へ実施計画書に対する審査意見書送付

市は審査意見書の内容を尊重して、次の手続段階へ進みます。

実施計画書の周知を図る必要がある地域

「神奈川県環境影響評価条例」にもとづき、事業者が実施計画書の周知を図る必要がある地域（事業実施区域から 1km を包含する地域）は右図のとおりです。

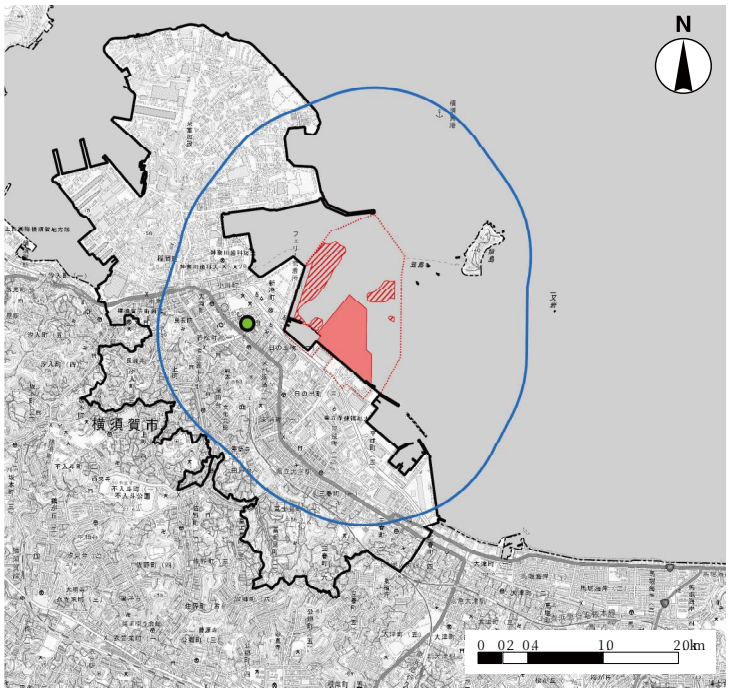

凡例

- 事業実施区域
- 周知範囲決定のための基礎となる区域（事業実施区域周囲 1km）
- 周知を図る必要がある地域
- 説明会開催場所（ヴェルクよこすか）

（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業とは

横須賀港は三浦半島の東側、東京湾の湾口部に位置し、北は追浜地区から南は野比地区まで１３地区により構成されている重要港湾です。これまで、地域産業の生産活動を支える物流基盤として、北九州地域へのフェリー基地として、人々が海を感じ親しめる場として、地域経済の発展と市民生活に大きな役割を果たしてきました。

横須賀市と北九州を繋ぐフェリー航路開設以降は、貨物量の増加と、それに伴う係留施設機能や用地不足が顕著となり、現在は非効率な運用を行っています。

東京湾口部の立地はポテンシャルが高く将来的な需要に対応するため、また将来にわたって横須賀港が地域の活力を支え、首都圏港湾機能の一翼を担う港の役割を果たすために、新港地区における公有水面埋立事業により、物流機能の再編・強化を図るものです。

- **事業の名称**　**（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業**
- **事業者の名称**　**横須賀市**
- **代表者の氏名**　**上地　克明**
- **対象事業の種類**　**公有水面の埋立て**
- **対象事業の規模**　**海域部：埋立 17.2ha、浚渫 12.1ha、工事影響範囲 58.0ha**
  陸上部：用途変更 2.2ha、既存改良範囲 2.8ha、工事ヤード 0.9ha

（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業の内容

本事業では、以下のとおり海域部と陸域部で一体的に用途別に事業を計画しています。

■ 埋立によりふ頭用地、港湾関連用地、交通機能用地、緑地を新たに整備します。

■ 新たなふ頭には、２つの岸壁を新設します。

・外貿用岸壁（延長 290m、深さ 12m）　・内貿用岸壁（延長 260m、深さ 9m（耐震））

■ 船の入出港に際し、船まわしなど操船する泊地の水深を確保するために、海底土砂を浚渫します。

■ うみかぜ公園の一部を売却地に用途変更します。

（新たに整備する緑地と合わせ、うみかぜ公園の全体面積は変わりません。）

分類	工事範囲	供用後の用途	面積（ha）
海域部	埋立範囲	① ふ頭用地[注]	11.4
		② 港湾関連用地（売却地）	2.8
		③ 交通機能用地（道路）	0.8
		④ 緑地	2.2
	浚渫範囲	⑤ 泊地（水深 12m）	9.4
		⑥ 泊地（水深 12m）	0.1
		⑦ 泊地（水深 9m）	2.5
		⑧ 泊地（水深 9m）	0.1
	工事影響範囲	事業実施区域内の海域で、埋立範囲外かつ浚渫範囲外	58.0
陸域部	用途変更範囲	⑨ 港湾関連用地（売却地）	2.2
	既存改良範囲	⑩ 緑地（既存改良）	2.2
		⑪ 道路（既存道路改良）	0.3
		⑫ 道路（既存駐車場改良）	0.3
	工事ヤード範囲	⑬ 既存ふ頭用地内	0.9
			計 93.2

注：ふ頭用地は、船で運搬する貨物の荷捌きスペース及び荷物置場スペース、場内通路を予定

対象事業実施区域の位置

工事計画

工事期間は、約 15 年を計画しており、主には新港地区の外郭施設築造工事から着手し、護岸が概成した後に泊地浚渫と埋立（土砂投入）を行います。

区分	第 1 期（1 ～ 4 年次）	第 2 期（5 ～ 8 年次）	第 3 期（9 ～ 12 年次）	第 4 期（13 ～ 15 年次）
外郭施設築造（岸壁・護岸）	■	■		
泊地浚渫		■		
埋立（土砂投入）		■	■	
基盤整備（インフラ）	■		■	■
用途変更				■